

運用の改訂及び申請書類等の改訂等について

令和2年9月、経営改善支援センター事業に係る運用の改訂及び利用申請書等の改訂等が行われ、**令和2年9月1日**から適用開始となりました。
改訂内容は、新型コロナウイルス感染症に対する特例措置の導入、経営改善計画に要する内容の修正および利用申請書の改訂等です。
特にご注意いただきたい項目について下記に記載しますので、厳格に対応いただきます様よろしくお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に対する特例措置の導入

- (1) 経営改善計画策定支援事業を複数回利用することは原則としてできませんが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと確認が取れる事業者については、過去に経営改善計画策定支援を利用した事業者であっても、本事業の複数回利用を可能とします。
その場合、過去の本事業利用時における費用負担実績を引継ぎ、複数回の利用であっても、一事業者の費用負担上限額（補助金上限額）は合計で200万円となります。
《認定支援機関による経営改善計画策定支援事業 マニュアル・FAQ 令和2年9月1日改訂版 Ver.6.1 中小企業庁（以下「マニュアル・FAQ」という。） Q1-6【複数回利用についての取扱い】参照 <中小企業庁のHPでご確認ください。>》
- (2) 新型コロナウイルス感染症による影響を受けて業況が悪化した事業者かどうかの確認については、以下の2つの条件のうち、どちらかを満たしていれば対象となります。
- ・新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュールを利用していること。
 - ・新型コロナウイルス感染症に起因して、当該感染症の影響を受けた後、最近1ヶ月の売上が前年又は前々年の同月と比較して5%以上減少していること。
- 《「マニュアル・FAQ」 Q1-13【新型コロナウイルス感染症の影響について】参照》

2. 経営改善計画に要する内容の修正

- (1) 「グループ関連図」と表記していたものを、「会社概要表（株主、役員構成、役員等との資金貸借、沿革等）」と変更しました。
- (2) 「金融支援の依頼内容」を項目に追加しました。
《「マニュアル・FAQ」 Q3-1【経営改善計画の内容】参照》
《「マニュアル・FAQ」 Q3-5【金融支援の依頼内容に関する記載について】参照》

3. 利用申請書の改定等について

- (1) 上記1. 新型コロナウイルス感染症に対する特例措置の導入に伴い、経営改善支援センター事業（経営改善計画策定支援事業）再度利用申請書を新設しました。
- (2) 経営改善支援センター（経営改善計画策定支援事業）利用申請書及び経営改善支援センター事業（早期経営改善計画策定支援事業）利用申請書を改訂しました。宣誓事項をチェックボックス化し、不正利用が判明した際に、謝金等の返還についての項目を追加しました。

以 上

※詳細につきましては、

- ・福岡県経営改善支援センターのHP（<http://www.fukunet.or.jp/keieikaizen>）および
- ・中小企業庁のHP（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/kaizen/index.htm>）
でご確認ください。